

八女市地域特産品等E S Gブランディング支援事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用した特産品等においてE S Gに関する客観的な評価を取得し、新たなブランディングや販路拡大に向けた取組を支援することで持続可能な地域産業の振興を図り、市のブランド力の向上を目的に予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及びこれらに準ずるものとして市長が認める団体をいう。
- (2) E S G評価 国際的に認知された評価機関（金融庁が策定する「E S G評価・データ提供機関に係る行動規範」の基準を満たす等により、市場の信頼を得て実質的な評価機関として位置づけられているものをいう。以下同じ。）による、企業の持続可能性に関する評価又は認証をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) E S G評価の結果を活用し、新たなブランディングや販路拡大に向けた戦略的な計画を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、E S G評価の取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

- (1) 評価機関へ支払う審査登録料及び認証料
- (2) 評価取得に向けた現状分析、データ収集、規定整備等に係る専門家への謝金及びコンサルティング委託料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、一事業者あたり100万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付手続)

第6条 この要綱による補助金交付の申請、決定等の手続については、八女市補助金交付規則(昭和46年八女市規則第17号)の定めるところによる。

2 補助金の交付申請においては、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) ESG評価を活用したブランディング・販路拡大計画書
- (2) 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し
- (3) 直近1期分の決算書の写し(個人の場合は確定申告書の写し)
- (4) 市税の滞納がないことを証する資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

3 補助金の実績報告においては、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) ESG評価の成果等が確認できる資料
- (2) 対象経費の支払いが確認できる資料
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(協力)

第7条 補助金の交付を受けた事業者は、市の特産品等のブランディングの推進のため、市の要請に応じて市内の中小企業者等への支援に向けた協力をするものとする。

(様式)

第8条 この要綱の規定による申請等に関し作成する申請書等の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。